

## 第5回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年10月26日(木) 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 |       | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第9号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 報第10号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について                      |
| 日程第 5 | 議第30号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6 | 議第31号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7 | 議第32号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第33号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 9 | 議第34号 | 現況農地でないものの証明額に意見を付する件について                 |
| 日程第10 | 議第35号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第11 | 議第36号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、小坂治重、黒木甚右エ門、増田勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

加藤正雄

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：水橋靖、木戸脇良昭、尾形博司、  
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第5回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日は、7番の加藤委員より欠席の報告をいただいております。  
出席委員は、19名中18名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。  
続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

先般担い手サミットに参加し高知県へ行ってきました。今回飛騨地域でまた台風被害が発生していると聞いておりますが、高知県でも台風被害が13億円ほどあったそうです。自分の行った産地も8月に定植した、なすやピーマンのハウスのビニールがとばされた農家がたくさんありました。

また向こうの新技术として二酸化炭素をハウス内に取り込み、作物が光合成を促す事で増収を図る栽培が増加しているようでした。収量が約5割増加する様です。さすが農業県だと感心しましたが、同時に行政の支援、JAの取り組みも参考にすることが多かったです。

余談ですが、当地区は食べ物に関してにんにくを非常に多く使用する地区だということも感じてきました。

高山地区の台風被害については後で事務局の方から報告があると思います。あと、来月視察研修も計画しております。できるだけたくさんの方に参加していただけたらと思います。

本日も皆様のご協力、慎重な審議をお願いしまして挨拶にかえたいと思います。どうか宜しく申し上げます。

職務代理	ありがとうございます。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。  (異議なし)
議長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 11番 森山委員と 12番 伊藤委員を指名します。
議長	日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。  日程第3 報第9号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明を願います。
小笠原 農地主事	今回は53法人のうち1法人についての報告となります。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、 ①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上1件について報告いたします。
議長	以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第10号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

水橋書記

地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は29筆です。  
(調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明)  
以上、報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第30号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

木戸脇書記

今回は、4件の上程です。  
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。  
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、売買・贈与の別を説明)  
以上、4件、田畑5筆 2,902㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第31号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇  
書 記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、3件、田畑5筆 1,454 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第32号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇  
書 記

本日は13件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

2番5番は、まちづくり条例の対象となります。

以上、13件、田畑31筆 11,217.16 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第33号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。  
事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 今回は、1件の上程となります。  
書 (下線表示している計画の変更内容を説明)  
(その他の説明)  
許可期間の延長を変更申請するものです。  
以上1件について、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第34号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は1件の上程です。

書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)  
以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇 今回は、1件の上程となります。

書記 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求め  
る農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第36号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は3件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。  
(受人ごとに、認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び更新の旨を説明)  
(その他の説明)  
2番及び3番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明  
以上、田畑3筆 4,705 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。  
  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。  
  
以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。  
  
(発言なし)

議長 それではこれもちまして、**第5回**高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

森山 護 委員

---

伊藤 善明 委員

---